

このウズベキスタン共和国法「担保について」（担保法）和訳（仮訳）は、ロシア語通訳等で御活躍されているメルギチョーワ・ナターシャ氏にロシア語から日本語に翻訳していただき、「ICD NEWS 第16号(2004年7月号)」に掲載したものを、2007年4月5日現在の同法の内容に基づいて、国際協力部において改訂したものです。

ウズベキスタン共和国法「担保について」（仮訳） (1998年5月1日施行・最終改正2007年4月5日)

(目次)

- 第1章 総則（第1条—第32条）
- 第2章 担保権者に担保財産の占有を移転する担保（質権）（第33条—第35条）
- 第3章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保、流動集合動産である担保財産（第36条—第42条）
- 第4章 権利及び有価証券による担保（第43条—第45条）
- 第5章 担保に関し両当事者が有する権利の保障（第46条—第48条）
- 第6章 国際取引における担保（第49条及び第50条）

第1章 総則

- 第1条 担保の定義
- 第2条 担保に関する法令
- 第3条 担保権の発生原因
- 第4条 担保権の種類
- 第5条 担保財産
- 第6条 被担保債権
- 第7条 共有物又は数名が連帯して権利を有する債権に対する担保権
- 第8条 担保権設定者及び担保権者
- 第9条 担保権の発生
- 第10条 担保権設定契約の内容
- 第11条 担保権設定契約の方式及びその登記
- 第12条 担保財産の保険
- 第13条 担保財産の交換及び補修
- 第14条 偶発的な担保財産の滅失又は毀損の危険負担
- 第15条 後順位担保権
- 第16条 担保財産の第三者への譲渡の場合における担保権の存続
- 第17条 担保権設定契約に基づく権利の譲渡
- 第18条 被担保債務の引受
- 第19条 担保権者の権利

- 第20条 担保権者の義務
- 第21条 担保権設定者の権利
- 第22条 担保権設定者の義務
- 第23条 債権者に対する債務弁済を第三者が行った場合の効果
- 第24条 供託金の支払による担保権設定契約の終了
- 第25条 第三者（物上保証人）が担保財産を提供した場合の債務不履行の効果
- 第26条 担保財産に対する執行申立て
- 第27条 担保財産に対する執行申立手続
- 第28条 担保財産の換価
- 第29条 競売不成立の場合の効果
- 第30条 権利担保権の実行
- 第31条 被担保債権の期限前の弁済及び担保財産に対する執行申立て
- 第32条 担保権の消滅

第2章 担保権者に担保財産の占有を移転する担保（質権）

- 第33条 質権の定義
- 第34条 担保財産の滅失又は毀損に対する担保権者の責任
- 第35条 質屋における担保

第3章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保、流動集合動産である担保財産

- 第36条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保財産
- 第37条 抵当権（削除）
- 第38条 抵当財産（削除）
- 第39条 抵当権設定契約の方式及びその登記（削除）
- 第40条 建物及び設備に対する抵当権の特徴（削除）
- 第41条 企業又はその他の財産複合体に対する抵当権の特徴（削除）
- 第42条 流動集合動産担保権の対象

第4章 権利及び有価証券による担保

- 第43条 担保財産としての権利
- 第44条 債務者が担保権設定者に対する債務を弁済した場合の効果
- 第45条 有価証券による担保

第5章 担保に関し両当事者が有する権利の保障

- 第46条 担保権設定契約の不変性
- 第47条 法定の理由により担保権が消滅した場合における担保権者の利益及び担保権設定者の権利の保護
- 第48条 担保権者による担保財産に関する自己の権利の保護

第6章 国際取引における担保

- 第49条 担保権設定契約に適用可能な法令
- 第50条 ウズベキスタン共和国外における担保財産の競売

第1章 総則

第1条 担保の定義

- 1 担保とは、債務の履行を確保するために、財産又は財産上の権利を他人に移転することをいう。
- 2 債権者（担保権者）は、法令に別段の定めがある場合を除き、債務者（担保権設定者）により債務が履行されない場合又は債務の履行が不完全な場合、担保権の効力により、他の債権者に優先して、担保財産の価値から弁済を受ける権利を有する。
- 3 担保は、金銭消費貸借、銀行融資、賃貸借、売買、運送その他の法令上有効な、いかなる法主体（自然人、法人、国家）間の、いかなる債務であっても、その履行を確保するために用いることができる。被担保債務は、国内通貨又は外国通貨の金銭単位によって表されなければならない。

第2条 担保に関する法令

- 1 担保に関する事項は、本法その他の法令により規定される。
- 2 カラカルパキスタン自治共和国における担保に関する事項は、カラカルパキスタン自治共和国の法令によっても規定される。
- 3 本法の規定は、抵当法に別段の定めがない限り、抵当に関する関係にも適用される。
- 4 ウズベキスタン共和国の批准した国際条約とウズベキスタン共和国の担保に関する法令の規定が異なる場合は、国際条約の規定が優先的に適用される。

第3条 担保権の発生原因

- 1 担保権は、契約又は法的文書により発生する。
- 2 担保権の発生原因につき定める法的文書は、いかなる被担保債権につき、いかなる担保財産が担保に供せられるべきかについての規定を含まなければならない。

第4条 担保権の種類

担保権の種類は、質権、抵当権¹及び権利（債権）担保権²とする。

第5条 担保財産

- 1 物及び財産権を含むいかなる財産も担保財産とすることができる。ただし、取引禁止物及び債権者の個人性と不可分な債権、特に、生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権その他法令により他人への譲渡が禁止されている債権は、この限りではない。
- 2 担保権設定契約により、又は法令に基づいて発生する担保権の場合には法令により、担保権設定者が将来取得する物又は財産権を担保財産とすることができる。
- 3 物に対する担保権は、担保権設定契約又は法令による別段の定めがない限り、物の従物や分離不可能な果実に対しても及ぶ。担保権設定契約で定めた場合、担保権は、担保財産の使用の結果得られた果実、

¹ ここでは「抵当権」という訳語を充てているが、本法第3章が規定する「担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保、流動集合動産担保」のことをいう。

² 本法第4章が規定する「権利及び有価証券による担保」のことをいう。

産出物及び収入に対しても及ぶ。

- 4 歴史的・文化的その他の価値又は国家の安全保障の見地から担保財産とすることが認められない物件の一覧は、ウズベキスタン共和国内閣が定める。
- 5 強制執行が認められない種類の個人の財産を担保とすることは、法令の定める手続に従い、禁止又は制限することができる。

第6条 被担保債権

- 1 担保権は、契約又は法令による別段の定めがある場合を除き、実際の満足を受ける時点での債権額、特に、利息、違約金、履行遅滞による損害賠償請求権並びに担保権者が担保財産の維持のため支出した必要費用及び取立費用も担保する。
- 2 担保権は、将来発生する債権に対して設定することができる。この場合、当事者は、当該債権のうち担保の対象となる金額を合意しておかなければならない。

第7条 共有物又は数名が連帯して権利を有する債権に対する担保権

- 1 数名の共有に係る財産は、全所有者の書面による同意がある場合に限り、担保財産とすることができる。
- 2 数名が連帯して権利を有する債権については、全権利者の同意がある場合に限り、担保財産とすることができる。
- 3 財産のうち、ある者の持分のみを担保財産とする場合は、他の権利者の同意は不要である。

第8条 担保権設定者及び担保権者

- 1 自然人及び法人は、担保権設定者又は担保権者となることができる。
- 2 債務者及び第三者は、担保権設定者となることができる。
- 3 物の担保権設定者には、その物の所有者がなることができる。権利（債権）の担保権設定者には、その権利（債権）の権利者がなることができる。
- 4 物権を担保の対象とするためには、法令又は契約による別段の定めがない限り、その所有者の同意を要する。
- 5 抵当財産がその取得について他人又は他の機関の合意又は許可が必要な財産である場合、その財産に抵当権を設定するためには、同様に、合意又は許可を必要とする。
- 6 国有財産であって管理権が確定していない不動産の担保については、ウズベキスタン共和国内閣が決める。
- 7 財産が完全な経営管理権下にある企業は、その財産の所有者又は所有者から権限を与えられた機関の同意を得て、企業全体、財産複合体としての構成設備や部門及び個々の建物・施設を担保財産とすることができる。
- 8 財産の運用管理権を有する組織は、認められている経済活動によって得られた利益により購入した物又は権利（債権）を担保財産とすることができる。
- 9 経営管理権又は運用管理権により担保に供された財産がその後第三者に譲渡された場合においても、

その担保権は影響を受けない。

- 10 借借人は、貸借借契約で定められている場合に限り、貸借人の同意なしに、借借権に担保を設定することができる。
- 11 他国籍の法人及び個人並びに無国籍者は、法令による別段の定めがない限り、担保に関し、ウズベキスタン国籍の法人及び個人と同様の権利を有し、義務を負う。

第9条 担保権の発生

- 1 担保権は、担保権設定契約締結時又は契約に公証が必要な場合には公証がされた時に発生し、担保権設定契約の登記が義務的な場合にはその登記の時に発生する。
- 2 担保権設定契約又は法令に基づき担保権者が担保財産を占有しなければならない場合、担保権は、担保財産の占有が担保権者に移転した時に発生する。占有の移転が担保権設定契約締結前に行われた場合、担保権は、担保権設定契約締結時に発生する。
- 3 法令に基づき、かつ、法令により定められた手続に従い、担保財産が強制収用された場合において、担保権設定者が別の財産を与えられたときは、担保権は、当該財産に及ぶ。
- 4 短期（6か月以下）の掛売りで財産を販売する場合、担保権は、買主及びそのような種類の財産の取引を行うことが認められた売主との間において契約が署名された時に発生する。

第10条 担保権設定契約の内容

- 1 担保権設定契約においては、当事者の名前及び住居、担保権の種類、担保財産及びその評価額、被担保債権の内容、額及び履行期並びにその他当事者が合意した内容に関する情報について特定しなければならない。担保権設定契約においては、どちらの当事者が担保財産を占有するかについても、特定しなければならない。
- 2 担保財産の評価は、担保権設定者と担保権者との間の合意により、又は鑑定に関する法令に従った財産評価により行う。

第11条 担保権設定契約の方式及びその登記

- 1 担保権設定契約は、書面により締結されなければならない。
- 2 公証を受けなければならない契約に基づく債務を担保するために締結する抵当権設定契約及び動産又は権利（債権）を担保財産とする担保権設定契約もまた、公証を受けなければならない。
- 3 担保権設定契約は、各々の財産を目的とする取引の登記につき定められた手続に従い、登記されなければならない。
- 4 本条に規定する要件を満たさない担保権設定契約は、無効とする。

第12条 担保財産の保険

- 1 担保権設定者及び担保権者は、法令又は契約による別段の定めがある場合を除き、いずれが担保財産を占有するかに従い、次の義務を負う。
 - (1) 担保権設定者の負担において、担保財産の滅失又は毀損に備え、その評価額全額に相当する保険を

掛けること。担保財産の評価額が被担保債権額を超える場合には、被担保債権額以上の保険を掛けること

(2) 第三者からの侵害及び第三者による権利主張からの保護を含む担保財産の保全のために必要な手段を講じること

(3) 担保財産の滅失又は毀損の危険が発生していることを、直ちに、他方当事者に対して通知すること

2 国家機関による行為若しくは国家機関により採択された法令が担保権設定者の経済行為を停止し、阻害し、若しくは不利益に影響する場合（当該財産の没収、徴用）又は担保権設定者の通常清算³若しくは倒産認定の場合、契約又は法令により、担保権設定者に保険義務を課することができる。

3 担保財産に保険が掛けられた場合、担保権者は、被担保債権を超えない範囲で、保険金を受領する権利を有する。担保権設定者は、残余の保険金を受領する。

4 保険金が支払われた場合、担保権者は、支払われた保険金から優先的に債務弁済を受ける権利を有する。

第13条 担保財産の交換及び補修

1 担保財産の交換は、法令による別段の定めがある場合を除き、担保権者の同意がある場合に認められる。

2 担保財産が滅失若しくは毀損した場合又は法令により定められた理由により当該財産上の所有権若しくは経営管理権が消滅した場合、担保権設定者は、契約による別段の定めがない限り、合理的期間内（争いのある場合には裁判所が定める期間内）に当該担保財産を補修し、又は同等の財産と交換することができる。

第14条 偶発的な担保財産の滅失又は毀損の危険負担

1 担保権設定者は、担保権設定契約において別段の定めがない場合、偶発的な担保財産の滅失又は毀損に対する危険を負担する。

2 担保権者は、ウズベキスタン共和国民法第333条による責任の免除につき、立証できない場合、引き渡された担保財産の全部又は一部の滅失又は毀損に対する責任を負う。

3 担保権者は、担保財産の滅失に対して、その実額の責任を負う。毀損に対しては、担保権者への担保財産引渡し時点の評価額から下落した金額分の責任を負う。

4 担保財産が毀損した結果、直接の目的で使用できなくなるほど変形した場合、担保権設定者と担保権者との間で書面による滅失又は毀損した担保財産の原状回復又は交換に関する契約がされ、担保権者が然るべき方法で当該契約の条件を遂行する場合を除き、担保権設定者は、その財産を放棄し、滅失に対する損害賠償を請求する権利を有する。

5 担保権者の担保権設定者に対する担保財産の滅失又は毀損によるその他の損害賠償義務は、契約により規定することができる。

6 被担保債務の債務者である担保権設定者は、担保権者に対し、担保財産の滅失又は毀損による損害賠償を被担保債権の弁済に充てるよう請求する権利を有する。

³ ウズベキスタン共和国民法典における「清算」（第53条～第56条）のことをいう。

第15条 後順位担保権

- 1 後順位担保とは、既に担保の目的となっている財産を、その債権者以外の債権者（担保権者）が有する被担保債権のために担保の目的とすることをいう。
- 2 後順位担保権は、先順位の担保権設定契約において禁じられていない場合に、これを設定することができる。
- 3 後順位担保による被担保債権は、先順位担保による被担保債権が債権の満足を得た後に、その担保財産の価額から弁済を受けることができる。
- 4 担保権設定者は、全ての担保権者に対し、担保財産に存在する全ての担保権及び当該担保財産により担保されている被担保債権の額を通知しなければならない。この義務を果たさない結果、担保権者に損害が生じた場合は、担保権設定者は、その損害に対して責任を負う。

第16条 担保財産の第三者への譲渡の場合における担保権の存続

- 1 担保権は、有償若しくは無償の担保財産の処分の結果又は包括承継手続に従い当該担保財産の所有権又は経営管理権が担保権設定者から第三者に譲渡された場合においても、存続する。
- 2 担保財産の譲渡を受けた者は、担保権設定者との合意において別段の定めがある場合を除き、担保権設定者の地位を引き継ぎ、その全ての義務を承継する。
- 3 担保財産が権利承継により二名以上の者に譲渡された場合、全ての承継者（当該担保財産の譲受人）は、当該担保財産により担保された債務の不履行の結果につき、その者が譲渡を受けた部分に比例して責任を負う。担保財産が不可分であること又は他の理由により担保財産が二名以上の権利承継者間の共有に留まっている場合、それらの権利承継者は、共同担保権設定者となる。

第17条 担保権設定契約に基づく権利の譲渡

- 1 担保権者は、法令の定める債権譲渡による債権者の権利の譲渡に関する規則に従い、担保権設定契約に基づく自己の権利を他人に譲渡する権利を有する。
- 2 他人に対して担保権設定契約に基づく権利を譲渡することは、被担保債権者の譲受人と同じ者に対してされる場合にのみ有効である。
- 3 抵当権設定契約に基づく権利を譲渡したときは、他の立証がされない限り、被担保債権も譲渡したものとす。

第18条 被担保債務の引受

被担保債務が引き受けられた場合において、担保権設定者が新たな債務者のために法令に従い担保に関する責任を負うことに同意しないときは、当該担保権は消滅する。

第19条 担保権者の権利

- 1 担保権者は、契約又は法令による別段の定めがない限り、次の各権利を有する。
 - (1) 被担保債務の不履行又は不完全履行の場合において、法令により定められた条件及び手続に従い、

担保財産に対し担保権を実行すること

- (2) 担保権設定契約に基づく自身の権利を他人に譲渡すること
 - (3) 担保財産の滅失又は毀損が担保権者の責任ではない理由により生じた場合、保険が誰のために掛けられたかにかかわらず、その損失に対して支払われる保険金から債務の弁済を受けること
 - (4) 国家機関又は地方行政機関が定めた決定により担保権者の権利が害された場合に、当該決定の無効確認を求めて裁判所に訴えを提起し、及び当該決定の結果生じた損害の賠償を関連機関に請求すること
 - (5) 本法により担保権設定者の担保財産の所有権が消滅する場合、担保権設定者に支払われるべき損害賠償金の総額から優先的に弁済を受けること
 - (6) 債務者により被担保債権の一部が弁済された場合において、全ての担保財産に対する担保権を保持し続けること
 - (7) 法令に定めがある場合、被担保債権の弁済期前の弁済を求めること又は担保財産に対する担保権を実行すること
 - (8) 担保権設定者が本法第 15 条に定める義務に違反したことにより被った損害の賠償を求めること
- 2 質権の場合には、質権者は、本条第 1 項に定められた権利のほか、次の各権利を有する。
- (1) 契約の定めるに限り、担保財産の使用に関する定期的な報告書の提出を条件として、引渡しを受けた質物を使用すること
 - (2) 被担保債権の全ての弁済を受けるまで質物の占有をすること
 - (3) 質権設定者を含む質物の違法占有者に対し、その占有の自己への移転を請求すること
- 3 担保財産を担保権設定者の占有下に置く場合及び抵当権の場合、担保権者は、本条第 1 項に定められた権利のほか、次の各権利を有する。
- (1) 担保財産の大きさ（量）、状態及び保管状況を書類上又は実際に確認すること
 - (2) 本法第 12 条第 1 項が定める義務の履行を担保権設定者に求めること
 - (3) だれからの侵害であれ、担保財産の滅失又は毀損のおそれを生じさせる侵害の停止を求めること
 - (4) 担保権設定者が担保財産に保険をかける義務に違反した場合、自己の負担で、担保権設定者のために保険をかけ、担保権設定者に保険の費用を請求すること
- 4 流動集合動産が担保財産の場合、担保権設定者が担保の条件に違反したときは、担保権者は、本条第 1 項及び第 3 項に定められた権利のほか、違反が止むまでの間、担保財産に標識を付し、又は封印する方法により、担保財産に関する管理活動を中止させる権利を有する。
- 5 財産権が担保財産の場合、担保権者は、本条第 1 項に定められた権利のほか、次の各権利を有する。
- (1) 被担保債務の弁済期にあるか否かにかかわらず、担保権設定者が法令の定める義務に違反する場合には、裁判所に訴えを提起し、担保の目的である権利（債権）を自己に移転するよう求めること
 - (2) 担保財産が争点になっている訴訟事件に第三者として参加すること
 - (3) 担保権設定者が本法の定める義務に従わない場合、第三者による侵害から担保財産を守るため、自ら対策をとること
 - (4) 担保権設定者が後順位担保に関する規定に違反し、又は本法の定める義務を履行しない場合、弁済期日前に被担保債権の履行を求め、履行がされないときは、自己への担保財産の移転を求めること

6 だれ（担保権者又は担保権設定者）が担保財産を占有するかにかかわらず、担保権者は、本法第 26 条第 4 項、本法第 28 条第 5 項並びに本法第 29 条第 1 項及び第 2 項の定める権利を有する。

第 20 条 担保権者の義務

- 1 担保権者は、契約又は法令による別段の定めがない限り、次の義務を負う。
 - (1) 本法第 12 条第 1 項が定める義務を遂行すること
 - (2) 被担保債権の弁済により担保権が消滅した場合又は重大な義務違反により担保財産に滅失若しくは毀損のおそれが生じている場合、担保権設定者の請求に応じ、担保財産を直ちに同人に返還すること
 - (3) 自己の責任により担保財産が完全に若しくは一部滅失し又は毀損した場合、担保権設定者に対し本法第 34 条第 2 項に定められた金額を損害賠償として支払うこと
- 2 担保権者は、契約により定められた場合、次の義務を負う。
 - (1) 被担保債務の主債務の弁済に充てるため、又は担保権設定者の利益のため、担保財産から果実又は利益を得ること
 - (2) 担保財産の所有に関連する税金又は負担金を、担保権設定者の負担において支払うこと
- 3 担保権者は、債務者が被担保債務を弁済した場合、担保権設定契約を登記した国家機関に対し、登記簿に適切な変更を加えるために必要な書類を提出しなければならない。担保権者がこの義務に違反した場合には、担保権設定者は、その義務違反により生じた損害を完全に賠償することを担保権者に対して求めることができる。

第 21 条 担保権設定者の権利

- 1 担保権設定者は、契約又は法令による別段の定めがない限り、次の権利を有する。
 - (1) 本法により定められる手続に従い、弁済期前に被担保債務を弁済すること
 - (2) 担保権者の同意を得て、担保財産を交換すること
 - (3) 本法第 13 条第 2 項に該当する場合、合理的期間内に担保財産を補修し、又は合理的期間内に同じ価値を有する他の財産と交換すること
 - (4) 本法第 26 条に従い執行申立てがされた担保財産の売却又は権利（債権）の換価の前に、弁済期が到来している被担保債権の全部又は一部の履行を行うことにより、執行手続を止めること
 - (5) 担保権者の同意を得て、被担保債務を第三者に引き受けさせること
 - (6) 担保権者が本法第 12 条第 1 項に定められた義務につき重大な違反をした場合に、期限前の担保権の消滅を請求すること
- 2 質権の場合、担保権設定者は、本条第 1 項に定められた権利のほか、以下の権利を有する。
 - (1) 担保権者に対し、担保財産が滅失又は毀損したことによる損害の賠償を請求すること
 - (2) 被担保債権と担保財産が滅失又は毀損したことによる担保権設定者に対する損害賠償請求権とを相殺すること
- 3 担保権設定者が担保財産を占有する場合及び抵当権の場合、担保権設定者は、本条第 1 項に定められた権利のほか、以下の権利を有する。
 - (1) 果実又は利益を得ることを含む、本来の用法に従い担保財産を使用すること

- (2) 担保権者の同意がある場合、担保財産を第三者に譲渡し、賃貸し、無償で使用させ、又はその他の処分を行うこと
- 4 担保権設定者が担保財産を遺贈する権利を制限する契約は、無効とする。
- 5 担保財産が流動集合動産である場合、担保権設定者は、本条第1項及び第3項に定められた権利のほか、担保権設定契約に定められた担保財産の価額を下回らない限り、担保財産の構成及び自然的形状を変更することができる。
- 6 担保財産が財産権である場合、担保権設定者は、本条第1項が定める権利を有する。

第22条 担保権設定者の義務

- 1 担保権設定者は、契約又は法令による別段の定めがない限り、次の義務を負う。
 - (1) 各後順位担保権者に、担保財産に付せられている全ての担保権について知らせること
 - (2) 担保権者が被担保債権の期限前の弁済を請求する権利を取得し、担保財産に対する執行を申し立てた場合、その債務を弁済すること
- 2 担保権設定者が担保財産の占有を維持する場合及び抵当権の場合において、担保権設定者は、本条第1項が定める義務のほか、本法第12条第1項が定める義務を履行しなければならない。
- 3 担保財産が流動集合動産である場合、担保権設定者は、本条第1項及び第2項に定められた義務のほか、当該担保財産につき特別の財産目録を作成する権利を有する。
- 4 担保財産が財産権である場合、担保権設定者は、本条第1項が定める義務のほか、次の義務を負う。
 - (1) 担保財産である財産権の有効性を確保するために必要な行動をとること
 - (2) 担保財産である財産権の消滅又は担保価値の下落をもたらす行動をとらないこと
 - (3) 第三者からの侵害や権利主張から担保財産である財産権を守るための対策をとること
 - (4) 担保財産である財産権に発生した変化及び第三者からの侵害につき、担保権者に対し直ちに通知をすること
 - (5) 担保財産である財産権の債務者に対し、当該権利が担保財産となった旨を通知すること
- 5 本条第4項の規定は、担保権者との合意による別段の定めがない限り、担保財産に関して、担保権設定者の権利承継人に対しても適用される。

第23条 債権者に対する債務弁済を第三者が行った場合の効果

第三者が被担保債務を完全に履行した場合には、担保権は当該第三者に移転する。

第24条 供託金の支払による担保権設定契約の終了

担保権者が金銭債権である被担保債権の履行を拒否した場合、その金額は、公証役場又は銀行に供託される。その額が債務全額に及ぶ場合、担保権設定契約は効力を失う。

第25条 第三者（物上保証人）が担保財産を提供した場合の債務不履行の効果

- 1 債務者の債務を担保するために担保財産を提供した第三者（物上保証人）は、債務者が債権者に対する被担保債権の履行を行わない場合には、担保財産に対する執行を避けるため、債務者に代わり、債務

の履行を行うことができる。

- 2 担保財産に対する執行がされた場合、第三者（物上保証人）は、債務者に対し、担保財産の価値及びそれによる損害の賠償を請求することができる。

第26条 担保財産に対する執行申立て

- 1 債務者の責めに帰すべき事情に基づく被担保債権の不履行又は不完全履行の場合、担保権者（債権者）は、被担保債権の満足を得るために、担保財産に対し執行の申立てをすることができる。
- 2 担保権設定者である法人が組織変更され、又は清算される場合、担保権者は、被担保債権の弁済期が到来しているか否かにかかわらず、担保財産に対する執行の申立てをすることができる。
- 3 担保財産に対する執行の申立ては、債務者による被担保債務に関する義務違反が重大ではなく、かつ、担保権者の請求額が担保財産の価額と均衡を欠いている場合は、認められないことがある。
- 4 担保権者は、契約又は法令に別段の定めがない限り、被担保債権の一部の弁済を受けた場合においても、全ての担保財産に対する担保権を保持する。
- 5 数個の物又は権利が担保財産となっている場合、担保権者は、自身の選択により、全ての物（権利）から満足を得ることもできるし、残余の財産から満足を得る権利を留保した上で一部の物（権利）から満足を得ることもできる。

第27条 担保財産に対する執行申立手続

- 1 担保権者（債権者）の債権は、裁判所の判決に基づき、担保財産である不動産の価額から弁済される。
- 2 裁判外手続により担保財産である不動産から債権の満足を得ることができるのは、担保権設定契約にその旨の定めがある場合又は担保財産に対する執行事由の発生後に担保権設定者と担保権者との間で公証された合意がある場合に限る。裁判所は、このような合意により自己の権利を侵害された者からの訴えに基づき、当該合意を無効と認めることができる。
- 3 担保権者の債権は、担保権設定者と担保権者の間の契約による別段の定めがない限り、裁判所の判決に基づき、担保財産である動産の価額から弁済を受ける。担保財産に対する執行申立ては、法令が別段の手続を定めた場合を除き、担保権設定契約において定められた手続に従って行われる。
- 4 担保財産に対する執行申立ては、以下の各場合においては、裁判所の判決に基づいてのみ行うことができる。
 - (1) 担保権設定契約の締結のために、他の者又は機関の同意又は許可が必要な場合
 - (2) 担保財産が歴史的、芸術的その他文化的な価値を有する場合
 - (3) 担保権者の所在が不明であり、居所を特定することが不可能な場合

第28条 担保財産の換価

- 1 本法第26条に従って執行の申立てがされた担保財産の換価（売却）は、法令により定められた手続に従った公的競売により行われる。
- 2 裁判所は、担保権設定者による申立てに基づき、執行の判決において、1年を超えない期間、競売を延期することができる。この延期は、被担保債権に関する権利及び義務に影響を与えず、債務者は、競

売の延期により増加する債権者への損害賠償や違約金から免除されない。

- 3 担保財産の競売開始価格は、裁判手続による場合は、裁判所の判決により定められ、その他の場合は、担保権設定者と担保権者との間の合意で決められる。
- 4 担保財産は、競売手続において最高額を提示した者に売却される。
- 5 担保財産の売却により得られた金銭が担保権者の債権の弁済に不足する場合、契約又は法令による別段の定めがない限り、担保権者は、担保権に基づく優先弁済権はないが、債務者の他の財産から、不足額につき弁済を受ける権利を有する。
- 6 担保財産の売却額が担保権者の債権額を超える場合には、残余の額は、担保権設定者に返還される。

第29条 競売不成立の場合の効果

- 1 競売が不成立である旨の宣言がされた場合には、担保権者は、担保権設定者との合意に基づき、担保財産を取得し、被担保債権にその購入金額を充当することができる。この合意には、売買契約についての規定が適用される。
- 2 2回目の競売が不成立である旨の宣言がされた場合には、担保権者は、担保財産を2回目の競売の競売開始価格から10パーセントを下回らない金額で評価して取得する権利を有する。
- 3 2回目の競売が不成立である旨の宣言がされてから1か月以内に担保権者が担保財産を取得する権利を行使しない場合には、担保権設定契約は終了する。

第30条 権利担保権の実行

- 1 財産権が担保財産となっている場合には、担保財産の換価は、当該財産権に基づく請求権を、設定者から担保権者に譲渡することにより行われる。
- 2 担保権者は、担保権を実行する権利が発生した時点で、担保財産である財産権を自己に移転するよう、裁判手続により請求する権利を有する。

第31条 被担保債権の期限前の弁済及び担保財産に対する執行申立て

- 1 法令若しくは契約により定められている場合又は債務の本質若しくは商取引その他における請求において通常行われている慣行により認められる場合には、担保権設定者は期限前に被担保債務を弁済する権利を有し、担保権者は、そのような期限前弁済を受領する義務を負う。
- 2 担保権者は、法令により定められた場合は、被担保債権の期限前弁済を請求する権利を有する。

第32条 担保権の消滅

担保権は、以下の場合に消滅する。

- (1) 被担保債権が消滅した場合
- (2) 担保権者が本法第12条第1項に定められている義務に関し重大な違反をし、担保権設定者が消滅を請求する場合
- (3) 担保財産の消滅又は担保の目的である権利（債権）が消滅した場合において、担保権設定者が本法第13条第2項に掲げる権利を行使しない場合

- (4) 担保財産が競売において売却された場合又は本法第 29 条が定める事由により担保財産の換価が不可能となった場合
- (5) 担保財産が、法令の定める手続により、担保権設定者から収用された場合
- (6) 第三者が被担保債務を引き受けた場合において、担保権設定者が新たな債務者の債務を担保する責任を負うことに同意しなかった場合
- (7) 出訴期間の経過により、債権者が被担保債権の弁済を受けることができなくなった場合
- (8) 担保の目的である権利の有効期間が徒過した場合
- (9) その他法令により定められた場合

第 2 章 担保権者に担保財産の占有を移転する担保（質権）

第 33 条 質権の定義

質権とは、担保財産の占有が担保権設定者から担保権者に移転する担保権をいう。

第 34 条 担保財産の滅失又は毀損に対する担保権者の責任

- 1 担保権者は、自己の占有下に移転した担保財産の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合、法令により責任を負わないことを立証することができない限り、その滅失又は毀損につき責任を負う。
- 2 占有を取得した時点での担保財産の価値にかかわらず、担保権者は、担保財産が滅失した場合、その担保財産の時価相当額の責任を負い、担保財産が毀損した場合には、下落した価値の相当額の責任を負う。
- 3 担保財産が毀損した結果、適切な使用に耐えない状態になった場合、担保権設定者は、その担保財産に対する権利を放棄し、滅失に対する損害賠償を請求する権利を有する。
- 4 担保権者が負う担保財産の滅失又は毀損に対するその他の損害賠償義務については、契約で定めることができる。

第 35 条 質屋における担保

- 1 特別な免許を有する専門の団体（質屋）は、個人的な使用のための動産を短期間の貸付けの担保財産として取得することを、事業者として、営むことができる。
- 2 質屋における、物を担保財産とする契約は、質屋が質入証券を発行することにより行われる。
- 3 質屋は、質物の占有を取得する。
- 4 質屋は、質物の占有を取得する時点において、質権設定者のため、同種同品質の物の価額に従い定められた評価額の全額につき、自己の費用で質物に保険をかける義務を負う。
- 5 質屋は、質物を使用し、又は処分する権利を有しない。
- 6 質屋は、質物の滅失又は毀損が不可抗力によるものであることを証明しない限り、質物の滅失又は毀損に対して責任を負う。
- 7 質物を担保財産とする貸付けの総額が決められた期間に返済されない場合、質屋は、公証された執行証書に基づいて、1 か月間の猶予期間後、定められた担保財産売却手続に基づき質物を売却することができる。売却によって得られた金銭が債権全部の弁済に満たない場合においても、売却後、質屋の債務

者に対する債権は消滅する。売却によって得られた金銭から債務を弁済し、その他の費用を支払った後に金銭が残る場合、当該金銭は質権設定者に返還されなければならない。

- 8 個人が有する担保財産による質屋から個人に対する貸付けに関する規則は、法令で定める。
- 9 質屋における質物につき本法及び他の法令により認められた質権設定者の権利を制限する契約の条項は、無効とする。

第3章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保、流動集合動産である担保財産

第36条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保財産

- 1 企業、建物、設備、アパート、輸送機器その他本法第5条に定められたものは、担保権設定者が占有を保持する担保財産とすることができる。
- 2 分離可能な果実は、分離の時点で他人の権利が発生しない場合に限り、本条第1項に定められる担保の目的とすることができる。
- 3 担保財産は、担保権者による施錠及び封印がされた状態で、担保権設定者の占有下に残することができる。
- 4 担保財産は、担保である旨を示す標識を付して、担保権設定者の占有下に残することができる（固定担保）。
- 5 担保財産の占有が担保権設定者から移転し、第三者が一時的に担保財産を占有し、又は使用する場合においても、担保権設定者の占有下にあるものとみなされる。

第37条 抵当権

(削除)

第38条 抵当財産

(削除)

第39条 抵当権設定契約の方式及びその登記

(削除)

第40条 建物及び設備に対する抵当権の特徴

(削除)

第41条 企業又はその他の財産複合体に対する抵当権の特徴

(削除)

第42条 流動集合動産担保権の対象

- 1 流動集合動産として担保の対象となるのは、原材料、半材料、在庫品、半製品及び既製品である。
- 2 流動集合動産担保権の場合、担保財産の占有は、担保権設定者が保持する。
- 3 担保の対象となる流動集合動産の価値を減少させることは、契約による別段の定めがない限り、被担保債権につき履行された部分に比例して認められる。
- 4 担保権設定者により他人に譲渡された流動集合動産は、譲受人が所有権又は経営管理権を取得した時から、担保財産ではなくなる。担保権設定者が担保権設定契約に列挙された物を取得したときは、担保

権設定者がそれに対する所有権を取得した時から担保財産となる。

第4章 権利及び有価証券による担保

第43条 担保財産としての権利

- 1 担保権設定者が有する、賃借権を含む占有及び使用する権利、義務から発生するその他の権利（債権）並びにその他の財産権は、担保財産とすることができる。
- 2 債権者の人格と不可分の債権、特に、生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権その他法律により譲渡が禁止されている債権は、権利担保権の対象とすることはできない。
- 3 土地及び天然資源に対する権利を権利担保権の対象とすることは、法令により定められる制限の範囲及び条件内で認められる。
- 4 一定の有効期間が定められている権利については、その有効期間内のみ権利担保権の対象とすることができる。
- 5 担保権設定者は、自己の債務者に対し、権利を担保財産としたことについて通知しなければならない。担保権設定者の債務者は、契約による別段の定めがある場合を除き、担保権者に対して当該債務を弁済しなければならない。

第44条 債務者が担保権設定者に対する債務を弁済した場合の効果

- 1 担保権設定者が被担保債権につき弁済する前に担保権設定者の債務者が担保権設定者に弁済した場合、担保権設定者が弁済として受領した物は全て担保財産となる。担保権設定者は、担保権設定契約による別段の定めがない限り、弁済を受けた事実を直ちに担保権者に対して知らせなければならない。
- 2 担保権設定契約による別段の定めがない限り、担保権設定者は、担保権者から請求を受けた場合には、自分の債務者から債務の弁済として受領したものから被担保債権に相当する分を、担保権者に引き渡さなければならない。

第45条 有価証券による担保

- 1 有価証券を担保財産とする契約は、本法第11条の規定に従い締結される。
- 2 証券化された財産権を担保財産とする場合、有価証券は、契約による別段の定めがない限り、担保権者又は公証役場の管理下のいずれかに引き渡される。
- 3 担保財産となった有価証券から得られる収入は、契約又は法令による別段の定めがない限り、担保権設定者に属する。
- 4 本法第19条第4項、第21条第5項、第22条第3項及び第42条の規定は、所持人のために発行された証券の担保に適用される。

第5章 担保に関し両当事者が有する権利の保障

第46条 担保権設定契約の不変性

担保権設定契約の締結後の法令の変更が担保権者及び（又は）担保権設定者の地位に変更をもたらす場合には、その変更以前に締結された担保権設定契約による事項は、当該契約の有効期間中、効力を有する。

第47条 法定の事由により担保権が消滅した場合における担保権者の利益及び担保権設定者の権利の保護

- 1 法令が定める事由及び手続により、国家的必要からの収用、換価又は国有化のため担保権設定者が担保財産に対して有する所有権を喪失した場合、担保権設定者に対して、代替財産又は相当の補償金が提供される。この場合において、担保権は、その代替財産又は補償金に及ぶ。
- 2 本条第1項の規定は、担保財産が所在する土地区画の収用決定等、担保財産や担保財産である権利を直接の目的としない国家機関の決定により、担保財産の所有権が消滅した場合又は担保財産である権利が消滅した場合にも適用される。
- 3 実際には担保財産の所有者が担保権設定者以外であるという理由又は犯罪若しくは法律違反という理由により、法令の定める手続により、担保財産が担保権設定者から収用された場合、当該財産に対する担保権は消滅する。

第48条 担保権者による担保財産に関する自己の権利の保護

- 1 国家行政機関又は地方行政機関の法令に適合しない決定の結果、担保権者の占有、使用及び処分権が侵害された場合、裁判所は、担保権者からの訴えにより、当該決定を無効と判断することができる。
- 2 本条第1項に掲げた決定により担保権者に負わせた損害は、当該国家機関又は地方行政機関が完全に賠償しなければならない。
- 3 担保財産を占有し、又は占有するはずであった担保権者は、担保権設定者による占有を含む他人の不法な占有に対し、占有の回復を請求する権利を有する。
- 4 担保権者が、契約の条件に基づき、占有を取得する担保財産の使用権も取得する場合、担保権者は、占有の喪失につながる侵害でないとしても、担保権設定者を含む第三者のいかなる権利の侵害についてもその停止を求めることができる。

第6章 国際取引における担保

第49条 担保権設定契約に適用可能な法令

- 1 担保権設定契約の方式、当事者の権利及び義務、契約の履行及び終了、契約の不履行又は不完全履行並びに債権譲渡及び債務引受は、法令による別段の定めがない限り、全て当事者が契約によって選択する国の法令により規制される。
- 2 担保権設定契約に適用される法令につき当事者間の合意がない場合、担保権設定者が設立された国又は担保権設定者が居住し主な活動拠点としている国の法令が適用される。
- 3 抵当権設定契約に適用される法令につき当事者間の合意がない場合、不動産が存在する国の法令が適用される。
- 4 履行の方法及び手続並びに不完全履行の場合に採るべき手段については、適用される法令以外に、履行が行われる国の法令も考慮される。

第50条 ウズベキスタン共和国外における担保財産の競売

- 1 国際取引における担保権設定契約の当事者は、当該契約又はその後に締結する契約により、担保財産

の競売をウズベキスタン共和国の領域外で行う旨定める権利を有する。

- 2 担保財産の競売手続は、競売が実施される領域の国の法令によって決められる。
- 3 ウズベキスタン共和国領域内に存在する担保財産がウズベキスタン共和国外で競売される場合には、ウズベキスタン共和国税関法により定められた義務が遵守されなければならない。